

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 国際基幹航路に就航する外国貿易船の船長が税関に提出する書面に係る手続及び記載事項を定めることとする。(関税法施行令附則第3項及び第4項関係)
 - (2) 自動車安全部品用イグナイターの基本税率を無税とすることに伴い、軽減税率の適用について手続を要する貨物として指定するとともに、対象となる自動車安全部品を指定することとする。(関税定率法施行令第57条等関係)
 - (3) とん税及び特別とん税の特例措置の対象となる国際基幹航路及び国際戦略港湾を定めることとする。(とん税法施行令附則第4項及び第5項並びに特別とん税法施行令附則第2項及び第3項関係)
 - (4) 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置に関し、措置しないことに伴い、輸入数量の算出方法について、所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第10条の4等関係)
 - (5) 特別緊急関税制度に関し、適用年度の更新に伴い、輸入数量の算出方法について、所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第14条関係)
2. 入港届の提出を要しない外国往来船等として、自衛隊の船舶等を追加することとする。(関税法施行令第13条の3関係)
3. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和2年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表等関係)
5. その他所要の規定の整備を行うこととする。
6. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和2年4月1日から施行することとする。